

○事前確認依頼者情報

事業形態	<input type="checkbox"/> 法人(法人番号を記入して下さい)) <input type="checkbox"/> 個人事業者(事業所得) <input type="checkbox"/> 個人事業者(主たる収入が雑収入・給与所得)			
会員番号	事業所名	申請者名 (代表者名)		
電話番号	FAX 番号	代表者携帯番号		
代表者メールアドレス	代表者生年月日(西暦) ※個人事業者のみ		年	月 日
仮登録で取得した申請 ID ※C で始まる番号	申請 ID 取得の際に 登録した電話番号			

売上減少要因および、制度内容のご理解についての確認を行います。

1. 売上減少要因の確認

売上減少の要因について以下の①～⑨の項目で該当するものに☑を入れてください(複数選択可)

需要の減少による影響

- ①国や地方自治体による自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの個人消費の機会の減少。
- ②国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止に伴う、自らの財・サービスの個人消費の機会の減少。
- ③消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行に伴う、自らの財・サービスの個人需要の減少。
- ④海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制に伴う、自らの財・サービスの海外現地需要の減少。
- ⑤コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少に伴う、自らの財・サービスの個人消費機会の減少。
- ⑥顧客・取引先(※)が上記①～⑤又は⑦～⑨のいずれかの影響を受けたことに伴う、自らの財・サービスへの発注の減少。(※)「顧客・取引先」には、他社を介在した間接的な顧客・取引先を含みます。

供給の制約による影響

- ⑦コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な財・サービスの調達難。
- ⑧国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な取引や商談機会の制約。
- ⑨国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な就業者の就業制約。

2. 制度内容理解についての確認

以下1～12を法人代表者又は個人事業主ご本人が確認頂いた上で、全ての口に漏れなく☑を入れて下さい。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、自らの事業判断によらずに売上が減少していたとしても、対象月の売上が基準月と比べて30%以上減少しなければ(申請特例を用いる場合は、その該当要件を満たさなければ)、復活支援金の給付要件を満たさないことを認識しています。
- ②対象月の売上が基準月と比べて30%以上減少していたとしても、復活支援金の趣旨・目的が妥当しない理由により売上が減少している場合、復活支援金の給付要件を満たさないことを認識しています。

- ③復活支援金の趣旨・目的に基づき、売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類により確認される売上が減少していることが必要であることを認識しています。
- ④新型コロナウイルス感染症影響とは関係なく対象月の売上が減少している場合、事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常売上を得られない時期を対象月とすることで売上が減少している場合、売上計上基準の変更又は顧客との取引時期を調整している場合、行政機関の要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮又は法人成り若しくは事業承継の直後等の単に営業日数が少ない場合等は、給付要件を満たさないことを認識しています。
- ⑤事業を実施していない、サラリーマンやアルバイト、学生等は、復活支援金の給付対象ではないことを認識しています。
- ⑥「公共法人」、「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」、「政治団体」、「宗教法人」、「暴力団を排除していない事業者」は給付対象外であることを認識しています。
- ⑦今後、事業を継続及び立て直しをする意思を持っていない場合や事業の継続及び立て直しのための取組を対象月以降に継続的に行っていない場合(廃業又は破産等を予定している場合等)は、給付要件を満たさないことを認識しています。
- ⑧復活支援金の申請に際して、「事業に関する書類(確定申告書、帳簿書類、通帳その他の中小企業庁又は事務局が定める証拠書類等)」は7年間保存する義務があり、また、当該書類等その他事務局が必要と認める書類等を事務局等から求められた場合に速やかに提出する必要があることを認識しています。
- ⑨復活支援金の不正受給又は無資格受給を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合には、復活支援金の受給資格を失い返還等の義務を負うなどするほか、特に不正受給の場合には受給額に延滞金及び2割の加算金を加えて返還する義務を負うことや、氏名等の公表、刑事告発等の措置がとられることがあることを認識しています。
- ⑩代表者又は個人事業者等本人が宣誓・同意書を全て読んだ上で自署しています。
- ⑪この依頼は事業復活支援金の「事前確認」の申し込みであり、事業復活支援金の「本申請」ではないことを認識しています。
- ⑫「事前確認依頼者情報」に記載の氏名は、申請時にマイページ上で入力するものと同一のものである。
- ⑬神戸商工会議所が確認内容等に疑義を感じた場合、神戸商工会議所から事業復活支援金事務局にその旨連絡を行う場合があることを承知しています。
- ⑭ ①～⑬について代表者本人が確認しました。

記入日		代表者署名(自署)	
FAX送信時の1ページ目と2ページ目の散逸防止のため、右欄にも事業所名の記入をお願いします。		事業所名:	

※1ページ目、2ページ目の2枚両方FAXして下さい。

神戸商工会議所 使用欄	部署		担当者		確認実行日	
	部署通番		備考			

こちらのページはFAX送信して頂く必要はありません。

【神戸商工会議所における事前確認手続きの流れ】

事業復活支援金事務局ホームページにて申請用IDを取得された後、以下1.～5.の通り手続きを進めて頂きます（一時支援金・月次支援金を受給された方は、原則として事前確認は不要です）。

1. 事業復活支援金の事前確認依頼書を当商工会議所のHPからダウンロードして下さい。



2. ダウンロードした事前確認依頼書を印刷し、申請用ID、仮登録時に入力した電話番号、会員番号など必要事項をご記入下さい。また、代表者ご自身が確認項目を確認頂いた上で、「売上減少要因の確認」では該当する項目の口にチェック（レ）を入れ、「制度内容理解についての確認」では全ての口にチェック（レ）を入れ、署名をお願いします。



3. 内容確認し、記入・チェック後、事前確認依頼書を依頼書上部に記載の宛先にFAXして下さい。



4. 当商工会議所が依頼書を受信後、代表者ご本人へお電話し、送付頂きました依頼書を基に確認項目について口頭で確認させていただきます（事前確認においては、代表者ご本人への電話での口頭確認が国から義務付けられています。ご協力をお願いします）。

※FAX送信後、3営業日以内に当商工会議所から折り返し連絡がない場合は、FAX送信された依頼書上部に記載の電話番号にお問い合わせ下さい。



5. 上記の口頭確認が終了後、当商工会議所が事業復活支援金システムにて事前確認通知番号を発番します（同通知番号は申請者マイページに反映されます）。以上により事前確認は終了です。申請者様は、申請者マイページにアクセスして、本申請を進めて下さい。

※当商工会議所による事前確認は、登録確認機関として事業復活支援金申請者に対して売上減少要因の確認と事業復活支援金の給付対象等を正しく理解しているか等の確認を行うものです。申請手続きのサポートを行ったり、給付の審査結果をお約束したりするものではありませんのでご了解ください（給付可否の判断は事業復活支援金事務局が行います）。

※誤りなく正しく申請するため、申請前に、経済産業省のホームページに掲載されている『事業復活支援金の詳細について』という資料を必ず全て読んでください。（事業復活支援金事務局ホームページの上部にリンクがあります）

【個人情報の取り扱いについて】

本事前確認依頼書に記載されました個人情報につきましては当商工会議所の個人情報保護方針に則り、事業復活支援金の事前確認手続き、その他当商工会議所が実施する各種事業の情報提供の目的に使用いたします。

【事前確認についてのお問合せ先】制度内容等は事業復活支援金事務局へお問い合わせ下さい。

神戸商工会議所

東神戸支部（灘区・東灘区担当）	TEL：078-843-2121
中央支部（中央区・兵庫区・北区担当）	TEL：078-367-3838
西神戸支部（長田区・須磨区・垂水区・西区担当）	TEL：078-641-3185
本部中小企業振興部（市外の会員）	TEL：078-303-5810

【事業復活支援金の制度・内容・申請方法等についてのお問合せ先】

事業復活支援金事務局 相談窓口

0120-789-140/〔IP電話の場合 03-6834-7593 ※通話料がかかります〕

受付時間 8：30～19：00（土日、祝日含む全日対応）